

印判・あや船——島津氏関連史料を読む——

黒 島 敏

はじめに——編纂物の魔力——

十五世紀から十六世紀にかけて、東シナ海に浮かぶ琉球王国がアジア諸国と活発な交易を行い、中継貿易による繁栄を謳歌していたことはよく知られている。その琉球と当時の中世日本との関わりは、おもに南九州の島津氏との関係史として描かれてきた。琉球へ渡航する船を島津氏発給の印判（琉球渡海朱印状）で管理し、琉球には島津氏代替わりごとのあや船（家督を祝賀する正式通航船）派遣を命じることで、対琉球権益を次第に強化していく、一六〇九年に琉球王国を事実上侵略する至る（島津侵入事件）と理解するものであつた（「小葉田一九六八」「田中一九八二」「喜舎場一九九三」ほか）。

ところが通説的理説は近世薩摩藩による史料解釈や史書類の記述をそのままトレースしたものが多々、同時代史料では島津氏権益を証明できないことや、室町幕府将軍や細川氏・大内氏といった当時の社会秩序において島津氏よりも上位にある勢力が日琉関係に登場することから、十六世紀前半までの島津氏は間接的な取り次ぎ役に過ぎないとの結論を得た（「黒嶋一〇〇〇」以下、前稿とする）。琉球—日本の関係が一元化せずに多様な形態をとることを踏まえつつ、將軍を中心とした重層的社会秩序が形を変えながらも十六世紀後半まで存続していることを重視し、とくに政治史の観点から琉球—日本関係を立体的に描こうとする試みであつた。島津氏の権益についても、印判は史料的根拠が不十分で過書きと見られることや、初期のあや船が室町幕府將軍に派遣されていたことなどから、ともに否定的見解を述べた。

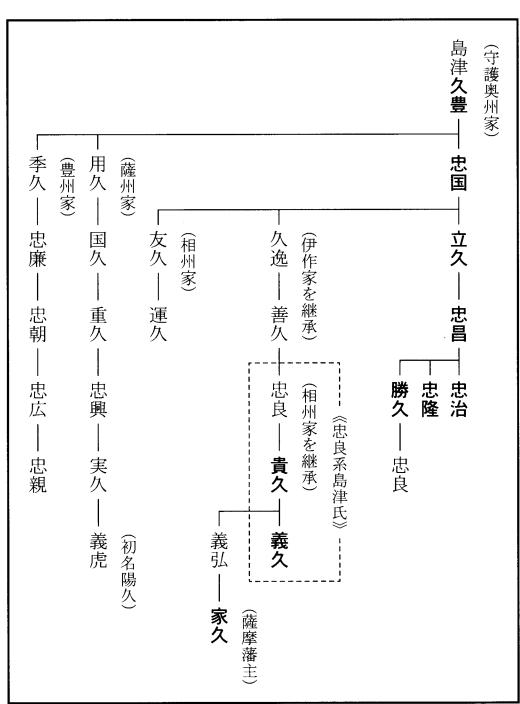
近年、雑誌『九州史学』で「環シナ海世界と古琉球」と題する特集が組まれ、前稿に関するものとして、日琉関係の研究史を整理した「伊藤二〇〇六」、琉球—島津関係の検証から島津氏の主体性を導き出した「荒木二〇〇六」、錯綜する十六世紀前半の南九州政治史を検証した「新名二〇〇六」がそれぞれに新知見を発表しており、前稿について「必要以上に島津氏を過小評価し過ぎた」（「伊藤一〇〇六」一九頁）、「島津氏印判制を過小評価」（「荒木一〇〇六」二六頁）、「島津氏」の役割を極端に低く評価する（「新名一〇〇六」五一頁）と、とくに島津氏の位置づ

けに問題があるとの御批判をいただいた。

中世島津氏を分析するとき、島津氏史料をどう読むかが大きなカギである。しかし前稿でも指摘したところであるが、島津氏の史料状況はやや特殊である。近世薩摩藩では記録所による史料蒐集と家譜類の編纂が続けられ、幕末には島津氏に関する一大史料集である「旧記雑録」が編纂される。「旧記雑録」が当時としては卓越した水準の史料集であることは間違いないが、反面、各史料の形態や伝来状況といった《個性》が見えにくくなっていることにも留意しなくてはならない。また編年史料集であるために、年次比定・史料解釈など知らず知らずに影響を受けて処理してしまいがちである。琉球—島津関係について最新の成果である「荒木二〇〇六」「新名一〇〇六」においても、残念ながらそうした傾向が見て取れる。

しかも戦国期の島津氏家督は傍流へと交替するが（略系図参照）、それまでの本家（守護奥州家）の家文書を相続するまでかなりの時間を要している。薩摩藩の史書類がスムーズな家系交替として描くためか、琉球—島津関係もともすれば連続的に捉えがちだが、従来の研究では、守護家権威の源泉である文書が一時存在しなかつたことにまで目配りされていない状況にある。

そこで本稿では、同時代史料を編纂物ではなく、なるべく写真等の原本に近い状態で観察し、伝来状況をも視野に入れることで、あらためて琉球—島津関係にアプローチしてみたい。前稿では限られた紙幅で十五～十六世紀の琉球—日本関係を描くために割愛した島津氏関係史料もあ



略系図 戦国期の島津氏(ゴシックは家督を示す)

第1章 「古案写」の分析

ここで取り上げる「古案写」とは、もとは琉球国王家の尚家に伝來し、現在は那霸市歴史博物館に所蔵されている冊子である。東京大学史料編

纂所では尚家が所蔵していた昭和五年に贋写本を作成しており、その際に「琉球薩摩往復文書案」と改題され現在も所蔵している。⁽¹⁾

冒頭に「琉球国与島津家互通信簡書之写」とあるように、文明～慶長期の琉球～島津間の文書四十五通を、島津氏代々ごとに分類して収録した文書集である。収録文書は花押・印章こそ略されているものの、くずし字と楷書で書き分けて原史料の様子を伝えており、それらを一覧にすると表となる。作成年代は、卷末奥書に「承応四年乙未四月下旬、中書写之」とあり、承応四年（一六五五）の成立が確定する⁽²⁾。

すでに『那霸市史資料編』で紹介され、同書解説では、一六三四年に琉球から津波古親雲上元重が薩摩で書札礼を学んでいることから、「翰書の法を学ぶ時、薩摩で文例として写したもの」を、後に編纂したのが「古案写」ではなかろうか。薩摩の琉球征討の口実となつた事に関連する文書が多いのをみると、薩摩が作為的に選んだことを疑わせる」とする（島尻一九七〇）。たしかに収録文書の性質からも薩摩藩（おそらくは記録所）で作成された可能性が高いが、作成の経緯はもう少し絞り込めそうだ。

史料1 琉球国世主書状⁽³⁾

誘花五色之趣、令披見候、如御意未馴申處ニ預音詞候、殊武具之両種・芳物誠以齊太易清濁者也、仍雖輕薄候、北絹十端・素糸十斤進献仕候、只表御札而已、以此旨披露、恐々謹言、

八月朔

琉球国世主（朱印）

嶋津相模守殿
返報



図1 「嶋津相模守」

印判・あや船　島津氏関連史料を読む

〔慶安五年壬辰五月廿二日 図書存

從琉球之返書、嶋津相模守殿へ之宛書、但御文書写ニ載物ニ而ハ有之間敷候へ共、入置、鮫嶋源介方ち出ル」

琉球国王から「嶋津相模守」に宛てた書状（表番号5）である。薩摩藩編纂の家譜類では大永六年（一五六六）と比定してきた。伊作家から島津相州家を継承した忠良はこの年、嫡子貴久を本家である守護奥州家の勝久の養子に送り込み、同年末に忠良は出家して日新齋と号している事から、「嶋津相模守」を島津本家の当主的立場にある忠良に比定する限り、本文書は大永六年以外ではありえないことになる。

だが本文書をじっくり観察すると、その比定には無理が多い。琉球国王と島津本家の書札礼は基本的に對等であったとされる（梅木一九八五）【村井一九九五】ほか）が、史料1は書止文言・進物・日付等いづれも簡略な書式をとり、琉球国王が「嶋津相模守」を下位に位置づけている。宛書の「嶋」も、一度「島」と書いたものを強引に書き改めており（図1参照）、正式な国書とは言えない。これを素直に読めば「嶋津相模守」は島津本家の当主ではなく、むしろ「披露」を担当する存在で

表 「古案写」収録文書

番号	年月日	文書名	書体	旧記録	島津家	備考	本稿
十一代太守 陸奥守忠昌代							
1	文明6/9/21	室町幕府奉行人連署奉書		前2-1498	2-2-36		
2	? 6/20	金丸世主書状		前2-1489	11-1-2		史料6
3	(文明12) 2/12	布施英基書状		前2-1530	2-2-37		史料8
十三代 又三郎忠隆代							
4	永正15/9/22	島津忠隆書状案		前2-1899	2-8-27		
相模守忠良法師日新齋代							
5	? 8/1	琉球国世主書状		前2-2038	3-10-5		史料1
6	?	中山王書状				日新菩薩記	史料2
7	?	中山王書状				日新菩薩記	注(14)
陸奥守貴久代							
8	? 11/5	今岡通詮書状		前2-2228	17-1-20		
9	天文5/9/16	老中書状		前2-2229	17-1-19		
10	? 3/3	那霸主部中書状		後1-126	2-25-2		史料4
11	永禄2/4/9	島津貴久書状案		後1-128	2-25-3		
修理大夫義久法師法印龍伯代							
12	隆慶3/1/11	三司官書状		後1-478	11-3-4		
13	隆慶3/1/11	追而書		後1-478	11-3-4		
14	?	老中書状		後1-637	17-2-4		史料14
15	万暦5/⑧/21	中山王書状		後1-926	4-14-18		
16	万暦5/⑧/21	進物注文		後1-927	4-14-19		
17	万暦6/4/5	三司官書状		後1-967	11-3-15		
18	天正6/8/20	島津氏老中連署書状		後1-1000	17-2-21		
19	天正7/3/27	島津義久書状案		後1-1076	17-3-2		
20	天正7/3/27	島津氏老中連署書状案		後1-1077	17-3-3		
此冊より御用御見合付、差分置候							
21	万暦8/12/22	中山王書状		後1-1185	4-14-32		
22	天正9/5/7	島津義久書状		後1-1201	17-3-9		
23	天正9/11/5	島津義久書状		後1-1242	17-3-20		
24	万暦12/12/23	三司官書状		後1-1466	11-4-5		
25	? 1/21	石田三成・細川藤孝書状		後2-571	17-7-5	後欠	
26	天正18/8/21	島津義久書状案		後2-687	17-7-7		
27	天正18/8/21	島津義久書状案		後2-688	3-12-36		
28	万暦19/8/21	中山王書状		後2-773	4-14-49		
29	万暦19/8/21	進物目録		後2-774	4-14-50		
30	天正19/9	島津義久書状案		後2-785		一部相違	
31	天正19/12/19	島津義久書状案		後2-796	17-7-23		
32	? 1/19	豊臣秀吉朱印状		後2-810	17-8-2		
33	? 1/21	石田三成・細川藤孝書状		後2-815			
34	? 4/8	島津義久書状案		後2-851	17-8-6		
35	? 7/26	島津義久書状案		後2-934	17-8-13		
36	?	島津義久書状案	楷書	後2-1794	17-10-5		
37	?	島津氏老中書状案			11-1-17		
38	? 9	島津義久書状案		後2-1862	17-10-8		
39	?	島津氏老中書状		後2-1065	17-11-22		
40	?	島津義久書状案			17-9-8		
41	(慶長14/2)	島津義久書状	楷書			南浦文集	
42	慶長14/2/11	島津義久?書状		後3-538	18-3-17		
兵庫頭義弘法師惟新齋代							
43	慶長9/9/27	島津義弘書状	楷書			南浦文集	
又八郎忠恒代							
44	万暦25/5/27	琉球国書状		後3-230	4-20-19		
45	万暦41/春	尚寧上書	楷書			南浦文集	

ある。十五世紀後半には琉球国王から島津氏の分家宛に出された文書も存在することから、「嶋津相模守」は忠良ではなく、分家の島津相州家友久・運久のどちらかと見られ、年次も十五世紀後半～十六世紀初め頃とするべきだろう。⁽⁵⁾

宛所が島津相州家だったことは、この文書の伝来過程にも示されている。奥書によれば、史料1は島津本家（守護奥州家）伝來文書ではなく、慶安五年（一六五二）に鮫嶋源介から島津家に献上されたものだった。ここで「五味一九七八」によりながら島津家文書の形成過程について振り返つておきたい。

十五世紀末頃から守護奥州家の統制力は弱まり、薩州家・相州家などの島津姓庶子家と有力家臣による内部抗争が頻発する。天文四年（一五三五）、鹿児島を追われた守護奥州家の勝久は相伝の重物とともに島津家文書を携えて日向へ、さらには肥後へと居を移していく。薩摩では忠良・貴久、さらに義久と続く忠良系島津氏⁽⁶⁾が台頭し、天正六年に義久が日向を掌握して以降、守護奥州家文書は忠良（勝久嫡子）の子孫から段階的に義久へ、さらに薩摩藩主へ献上された。守護奥州家文書の献上が一応の段階にきた慶安二年（一六四九）、薩摩藩の記録所は、守護奥州家文書や忠良系島津氏の繼承文書などを合わせて島津氏代々の当主⁽⁷⁾とに分類した文書目録「御文書目録」を作成し、並行して記録所では島津氏の家譜編纂が進められ、明暦三年（一六五七）には「島津氏世録正統系図」（のちに増補されて「新編島津氏世録正統系図」となる）がひとまず完成する。

こうした薩摩藩の史料整理状況を踏まえると、「古案写」が興味深い時期に成立していることが分かる。「古案写」収録文書と文書原本を比べると部分的に誤字が見られる」とから、直接に原本を参照した可能性は低く、おそらくは原「古案写」とも言うべき親本からの写しであろう。原「古案写」作成時期は、史料1が献上された慶安五年（同年九月に承応と改元）五月から「古案写」奥書の承応四年四月まで、つまりは承応年間に限定される。島津氏代々との文書分類は「御文書目録」にくずし字と楷書の書き分けはのちの「新編島津氏世録正統系図」にそれぞれ通じるものがあることから、原「古案写」作成には薩摩藩記録所が関与したものだろう。

さらに薩摩藩では承応三年、明清交替により緊迫した琉球問題に対処するため家老のなかに「琉球方」（のちの琉球御掛）を設置している。⁽⁸⁾ 東アジアの緊張を背景に、当時の薩摩藩と琉球の関係を正統化する「由緒」として、薩摩藩が重要な文書を選択して編纂したものが原「古案写」と考えられよう。

すると、琉球側に伝來した「古案写」も単なる文例集ではなく、薩摩藩による琉球―島津関係史の公式見解として渡された副本であつた可能性が高い。同書が豊臣政権期～島津侵入事件までの琉球問題に関する主要文書をほぼ網羅していることや、琉球王家の正史である『中山世譜』の附巻で、「古案写」に基づいた琉球―島津関係史が記されることが、その証左である。⁽⁹⁾

けれども、政治的意味合いの強さと収録文書の信憑性は必ずしも比例

しないらしい。

史料2 琉球国王書状写⁽¹⁰⁾

春頭之慶賀珍重曼福、昇国之都督御封内干戈偃息、千秋万歳多幸々々、然間調飾文船、為使節、差天界寺長老、并世名城主良仲令渡海、據祝釐於麿府・同尊府、雖為微少之方物、一、五十両黄金、一、五十斤真南蛮香、一、五十端五色糸、一、五十端白布（此外蜜砂糖）、進呈之、委細月泉長老可被達台聽者也、万諸多幸、恐惶不備、

琉球国中山王

進呈 嶋津日新齋 台閣下

史料2（表番号6）の原典は、島津忠良の遺徳を讃えるため、慶長二年（一五九七）に泰円守貞が著した伝記『日新菩薩記』である。⁽¹¹⁾ 同書に収録された一通の琉球国王書状について、すでに前稿で「進物の記し方などに不自然な点が多く、同時代の文書であるとは考えにくい」としたが（前稿五八頁）、あらためて疑問点を指摘しておこう。

まず宛所の脇付「台閣下」は、対等だった琉球国王—島津本家の間の書札礼に比べ厚礼にすぎる。本文中に列記された多数の進物も不自然で、これだけの進物量ならば別に目録（別副）を作成するのが通例である。さらに文末で演説を託された「月泉長老」は建善寺月泉であり（第2章後述）、使者天界寺・世名城良仲と矛盾している。

疑惑の多い史料2の原史料と思われるものが、次の史料3である。

史料3 琉球国王書状写⁽¹²⁾

春頭之慶賀珍重曼福、昇国之都督御封内干戈偃息、千秋万歳多幸々々、

然而調飾文船、為使節、差天界寺登叔長老、並世名城領主良仲令渡海、據祝釐於麿府・同尊府、雖為微少之方物、一、貳拾端線織物、進呈之、叱焉為幸、委曲天界寺長老可被達 台聽者也、恐々不備、

嘉靖三十八年乙未正月十一日 中山王朱印

進呈 嶋津日新齋 近習中

これまで未紹介の史料であるが、近世に作成された薩摩伊集院の地誌「伊集院由緒記」に梅岳寺所蔵文書の一つとして収載されるものであ

る。梅岳寺は島津忠良室の菩提寺で、忠良の遺品を多く所蔵していた。

写しであるため文字には多少の疑問点もあり、差出が三司官だつた可能性もあるものの、嘉靖三十八年（永祿二年・一五五九）の天界寺・世名城良仲派遣は他史料と合致することから（第2章後述）、史料2よりも原本に近い状態を示しているといえる。

史料3と比較すると史料2の正体が明らかとなる。史料2は史料3を下敷きに、進物目録や建善寺月泉が使者となつた際の琉球からの文書を複合し、島津忠良本人宛に改竄された代物なのである。『日新菩薩記』という島津忠良の伝記で彼の遺徳を讃えるための改作であることは言うまでもない。同書所収のもう一通の「嶋津日新齋」宛琉球国王書状写（表番号7）も偽作の可能性が高く、『古案写』は史料1・史料2と合わせ、⁽¹⁴⁾ 琉球国王—島津忠良関係の『根拠』としているのだ。忠良系島津氏の後繼者である薩摩藩にとって、忠良期の円滑な説明は必要不可欠であり、史料1の年次比定や『日新菩薩記』からの引用といった史料操作が行われたのであろう。

「これは、琉球——島津関係を連續的に語る「古案写」でも十分に隠蔽で

きないほど、島津忠良による家系交替が大きな断絶だったことを逆に示

している。前稿でも述べたが、忠良が活躍した大永～天文期にかけて、従来の島津守護家——琉球国王の間に見られた対等な外交関係を開いた勢力は確認されず、史料的に空白となる。⁽¹⁵⁾ 忠良期の前後で、琉球——島津関係にはどのような違いが見られたのか。そのギャップを確認するため、次章では十六世紀後半の琉球——島津関係を印判・あや船の問題から検証してみよう。

第2章 十六世紀後半の印判・あや船

戦国の混乱期に勢力を伸ばした島津忠良・貴久父子は、貴久が修理大夫に任じられた天文二十一年（一五五二）には薩摩半島の大部分を押さえ、守護家に代わる勢力として確立したと評価される（〔山口研一一九八七〕）。だが一方で、守護家伝來の文書・重物は鹿児島ではなく、伊東氏と肝付氏など大隅の各勢力の連携もあって政情はなお不安定であり、天正六年（一五七八）の島津義久の日向掌握まで、南九州を統一的支配下に置く勢力はなかった。

十六世紀後半は琉球との関係で言えば、戦国大名として成長してきた忠良系島津氏（忠良・貴久・義久）が守護奥州家の権威を順次吸収し、琉球との対等外交権を獲得する過程として読み解く必要がある。従来の研究が守護島津氏の権益とする前提に立ち、忠良系島津氏が円滑に継承したと考えてきた印判とあや船も、その連續性は次の史料4・史料5か

史料4 琉球国那霸主部中書状⁽¹⁶⁾

追而令申候、些少至候得とも、線織物九端令進賢候、表祝儀計候、就好便用一書候、仍当年者、唐案士來臨奔走候之間、乍恐申入候、自然從貴邦商船共罷下候ハ、先年如申上候、任先例武具腰刀等、從那羈請取收置候而、出船刻可渡進候、是等趣堅固諸船に被仰付候ハ、可為祝着候、万無御印判船者、申合候様用申間敷候、就其無理子細共候ハ、可致其成敗候、可有御心得候、於此方難成事等者、以一通可申入候、於向後仰恩下外無他候、恐惶謹言、

（永禄四年九月）三月初三日 那霸 主部中（朱印）

河上將監殿

伊集院掃部助殿

村田越前守殿

史料5 琉球国三司官書状⁽¹⁷⁾

就文船之儀、松下安慶入道奉尊書、蓋棲巖寺於使節被令成渡海候、因所賜之珍簡詳遂拝閱候、如尊意此方又雖無疎略之到候、依海路遠隔無音罷過候、彼文船之儀者、従往古至鹿児府之主君御即位代々、文船無渡海之儀候、自然處時於有要用之儀者渡船之儀有之候、其謂未成分別候哉、従上古依隣國、相者通音之儀于今無相違、遠近之廻船連續候、^(五カ)近年不意日本賊徒之兵船往来無隙、閉塞海上候之間、海路不穩之由風聞候、然者當郡^(郡カ)封内遠近之嶋嶼大小之津泊、日夜無油断晨夕致警固、然間難及自邦之格護、況於他國之礼儀今時分難成候所存之儘、不慮尊

命、聊以無疎意之儀候、殊更三司官楮国公五十束拝受、不知所謝候、為表菲礼、龜綿參拾把進呈候、此面多幸万緒期後音之時候、恐惶謹言、

林鐘二十日

三司官

市来因幡守殿

阿久根幡磨守殿

猿渡伯耆守殿

竹田越中守殿

古墻山城守殿 回答

前稿でも引用した史料4は、東シナ海海上で倭寇集団が沿岸各地を荒らし回るなか（嘉靖の大倭寇）、永禄四年（一五六二）の冊封使来航にあたり那覇港を厳戒警備するため、臨時措置として船舶管理のために島津氏印判制が適用されたことを示す。琉球が一時的に島津氏印判制を受け入れたのは、冊封使が那覇で行なう評価貿易（〔深瀬一〇〇七〕）のために、一定量の日本船を来港させておく必要に迫られたためだろう。島津氏印判制はこれ以前に恒常的制度として確立しておらず、その適用も限定的だった。

史料4・史料5は、印判もあや船も、琉球—島津間で培われてきた恒常的制度ではなかったことを証明し、にもかかわらず、ほぼ同時期に忠良系島津氏が印判制遵守とあや船派遣を要求しはじめていることが明らかとなる。その背景は以下のように整理できよう。

続く史料5はこれまで本格的に検討されていないが、琉球の政治姿勢を知る上で興味深い証言がある。同日付の島津陽久（薩州家義虎）宛て琉球国王書状⁽¹⁸⁾から、史料5は弘治年間（一五五五～八）頃に、島津貴久に従属していた薩州家の老中に宛てて琉球国三司官から送られたものと判明する。⁽¹⁹⁾写であるため一部字句に不安もあるが、傍線部の大意を示せば「あや船とは以前から、鹿児島の島津守護家が家督を嗣ぐことに派

遣したものではありません。時々の必要性があれば派遣したようで、その経緯は不明です。古くからの隣国としてお互に通信は続けられ商船の往来もありました。近年不意に日本の海賊船がやつて来て悪行をするので、海路が危険であると聞いています。そこで、琉球国内島々と港湾では全日警備を続けており、自国防衛に手一杯で、隣国への通交には十分な配慮ができず、島津家の意向に添えないことは申し訳のない次第です」となる。

島津守護家のためあや船を派遣した事実はないし、海上不安を理由に、現在の鹿児島の主＝島津貴久へのあや船派遣要求もやんわりと拒絶する。嘉靖の大倭寇により東シナ海域の秩序が流動化するなか、那覇港でも防御施設を建造するなど（〔新島一〇〇五〕ほか）琉球はその対策（「自邦之格護」）に追われていた。あや船派遣拒絶の理由は実態を反映したものだったのだ。

勢に加えて、琉球で同年に新国王尚元が即位していることを指摘した。前年の尚清の死後、王位継承を廻る争いが起り、⁽²¹⁾ 勝者尚元により新たな琉球—島津関係の構築が企図されたのだろう。

琉球側の意向に乗じて島津貴久が求めたあや船派遣（史料5）は、永禄二年（嘉靖三十八年・一五五九）一月に実現する。⁽²²⁾ 派遣を済っていた

琉球が方針転換した理由は不明だが、東シナ海の海上不安により日本船の来航数が減少していた可能性がある。この頃、那霸港嚴戒の一環として島津貴久発給印判を所持しない船への臨時の貿易制限に同意（史料4）しており、琉球—忠良系島津氏の提携が叶うと、印判とあや船が現れることに注意したい。

だが提携は盤石ではなかつた。大隅半島の志布志湾西岸を掌握する肝付氏は海上にも大きな影響力を及ぼし、伊東氏・種子島氏と協調して島津貴久と対抗していた。禰寢氏・伊地知氏など大隅半島沿岸の領主たちと連携することで、海上への肝付氏の影響力は増大する。永禄十一年（一五六八）に、島津貴久方だった豊州家の忠親が飫肥城を伊東氏に明け渡すと、大隅・日向への島津貴久の影響力は格段に弱まつた。肝付方による土佐廻船抑留事件に示されるように、畿内・瀬戸内・四国から南海を目指す船は、肝付氏・伊東氏と良好な関係を維持する必要があつた（〔福島二〇〇六〕）。肝付氏が反島津貴久を明確にし、南九州沿海が東西二つに分かれたことで、琉球と忠良系島津氏の提携も揺らぎ始める。永禄十三年（一五七〇）に島津貴久は琉球に子義久への代替わりを告げあや船派遣・印判制遵守を求めたが、琉球側の反応は鈍かつた。琉球が

最大数の日本船来航を求めようとすれば、どちらか一方の勢力に与して旗色を鮮明にするのは得策ではない。琉球は島津義久とも通交しながら、一方では日向商人も受け入れていた。⁽²³⁾ 隆慶五年（元亀二年・一五七二）、琉球の兵が奄美大島に侵攻したのも、南海上の様相が不安定だったことのあらわれであろう。

島津氏と肝付氏・伊東氏の勢力バランスが崩れたのは天正二年（一五七四）。一月に肝付氏を服属させた島津義久は、九月に琉球へ印判制受容を再度求めた。⁽²⁴⁾ 南九州の政情変化を察知した琉球も、それまで延期していた島津義久家督祝賀のあや船を年末に派遣し印判制受容も表明する。⁽²⁵⁾ こののち印判問題は表面化せず、とりあえずは琉球側が島津氏印判制を受容していたのだろう。島津侵入事件まで糾余曲折を経ながらも島津義久との提携を維持させていくのである。

このように印判・あや船は、琉球—忠良系島津氏の提携と関わりが深い。とくに印判は、肝付氏敵対期のように両者の関係に波風が立つと、その遵守が島津氏側から執拗に求められる。前稿でも指摘したように、島津氏発給の琉球渡海朱印状は船籍が島津領であることを明示するアイテムだつた。大隅・日向は薩摩とともに、島津本家が守護職を拝領しており、守護家継承者の忠良系島津氏が根源的には船舶の把握をなし得る。琉球に印判制を受容させることで、本来ならば忠良系島津氏の印判を持つはずなのに持たない船（＝実質的領外の肝付・伊東方の船）を琉球交易から閉め出すことで、肝付・伊東方にダメージを与える目的だったのであろう。

戦国大名武田氏—後北条氏間に見られた船手形と同様に、印判の機能は同盟関係にある二者間で船籍を保証し確認することにあり（前稿）、琉球—忠良系島津氏の提携を前提とした道具である。あや船もまた、両者の提携を表現した装置だつた。印判もあや船も、南九州の戦国的状況のなかで、琉球—忠良系島津氏の提携を象徴するキーワードなのである。

琉球—忠良系島津氏の提携は「往古の堅盟」と表現される。琉球—忠良系島津氏関係の初見である弘治二年（一五五六）からたかだか十数年程度の時間を「往古」と称したとは考えにくい。やはり琉球—忠良系島津氏の提携がより古いものであることを強調し、提携に付随する印判もあや船も実際は制度として確立していなかつたにもかかわらず（史料4・史料5）、さも古くから琉球—島津間で培われてきた盟約とするスローガンであった（前稿）。「往古」の真相は次章で見極めてみたい。

第3章 十五世紀後半の印判・あや船

琉球国王—島津氏（守護奥州家）往復文書で確実な初見とされるのが、次の史料6である。⁽²⁷⁾

史料6 金丸世主書⁽²⁸⁾

御慶被任御意候了、珍重々々、幸甚々々、抑自是捧賀札可令言上候

之處、依海天遙、于今延引候、隨而兩度蒙仰候、殊重寶太刀一腰送給候（目貫金菊）、祝着之至、千万候、兼又、京都用段子細候て、上長慶院候、就梶原公事、其方一両年逗留申候、以御取成共、

御屋形様へ兩度致參上候、過分之至、恐入存候、將又、上船之時宜、已奉書無御用候之處、免余御印判被出、彼船共龍下候之條、畏入候、如何様為

六月廿日

金丸世主（朱印）

鳴津御屋形 御奉行所

この史料を詳細に検討した荒木氏は、宛所を島津立久、年次を文明二（一四七〇）と比定し、傍線部を、室町幕府への遣使は「御用」なしとの「書」が琉球側に送られ「さらに「立久」印をおした「免除御印判」（外交文書）を「使者である長慶院が受け取つて帰国したと解釈し、「島津氏は琉球—室町幕府間の仲介者として遣使の中止・再開に関与し」ていたとする（荒木二〇〇六）二八〇三〇頁）。

その妥当性を検証してみると問題は多いが、重要なのは「免余御印判」の部分である。荒木氏はこれを、上船を「免除」する島津立久印判状と読むが、原文書の写真による限り「余」が「除」であった痕跡は皆無で、それどころか、「余」の文字が他の文字よりも一回り小さく書かれている（図2参照）。文字の大小が相手への敬意の厚薄を表すという外交文書の原則に従えば、意識的に小さく書かれた「余」は謙譲の自称と読むべきだろう。

すると傍線部後半は、「私に免じて御印判を出していただいたおかげで、長慶院の船が帰航できました。ありがとうございます」となり、前半も、上船したところ「奉書の御用がないこと」が帰航の障害になつて



図2 「余」の大きさ

いるとの前提となる。本来なら「奉書」があれば上船しても無事に帰つてこれたはずが、それがないために、代替手段として島津立久の「御印判」により帰航できたことへの謝意なのである。

史料7 島津忠昌朱印³⁰

船頭町木

延徳四年二月十日 忠昌（花押）（朱印）

従来の研究では、戦国期に忠良系島津氏が発行した琉球渡海朱印状と形態が似ることから、琉球渡海朱印状の初見とされてきた。だが琉球渡海朱印状は年号の右に「琉球」と行く先を明記する特徴があり、琉球渡海朱印状とは見なしがたいことを前稿で指摘し、これを受けて福島氏は史料7を「過書としての性格をもちその対象は琉球を含む南海域であ

り、琉球渡海印判状に継承される文書」と評価する（「福島」100六三四七頁）。史料7は守護島津忠昌が延徳四年（一四九二）に船へと発給した過書としてよからう。

ここで目を転じて、ほぼ同じ時期の伊勢海を見てみたい。文明期の伊勢海では伊勢・志摩守護の一色氏が「本警固」という関を設定し、守護役として警固料（湊役）を徴収していた。本警固では守護が札を発行し、船が入港すると狩船を出して札所持の有無を点検（狩札）していたのである（「稻本一九八二」）。札について稻本氏は、小さな麻布に墨書された梶原与次衛黒印状をその実態と想定する。³¹ 伊勢海を頻繁に往来する廻船の恒常的使用に耐えうる材質に書されていたことは想像に難くない。注目したいのは、守護一色氏が警固料を免除する札の発給権を持ち、その前提として守護による港湾管理がなされていた事実である。そして同じ頃、細川氏は自身の「印判」を所持した琉球渡海船の保護を島津氏に依頼し、瀬戸内海賊や島津氏を中継して畿内と琉球を往復させるシステムを構築する（前稿）。もちろん、細川氏・一色氏と島津氏には守護権力としての差異が存在するであろうが、廻船の航路が一守護領のみで完結するものではないことを踏まえれば、一人島津氏のみが他を逸脱した廻船支配を展開したとは考えにくい。島津氏の港湾管理や船への支配は史料的制約から不明な点が多いが、史料6の琉球船帰航を助けた「御印判」は、史料7のように守護島津氏が船に発給した過書と見るのが自然であり、守護島津氏の船舶支配を考える上でも貴重な史料ということができよう。

話を史料6傍線部に戻そう。おそらくは応仁の乱の影響か、琉球船は「奉書」がないために島津領の港で抑留されたところ、代替手段として島津立久「御印判」（過書＝出港許可）により帰航できた。「奉書」が島津立久の印判に代わる存在、もしくは凌ぐ存在であつたことを踏まえれば、上船を命じた本人、つまりは足利将軍の意を奉じた室町幕府発給の過書だった可能性が高い。「荒木二〇〇六」は島津氏に主軸を置いて史料6を解釈しようとするあまり十分に整理されていないが、島津氏の上位に足利将軍があることは史料6からも明白である。

この時期の将軍と琉球の関係を端的に示すのが次の史料である。

史料8 布施英基書状⁽³²⁾

自琉球國無音申之儀、世上忿劇之間者、不及是非候、既靜謐之上者、早々如先例御船可有來朝之旨、可被申遣之由、被成奉書候、被仰出候通、急速御伝達候者、可然存候、同此使者可罷上候時、可進御船之段肝要候、恐々謹言、

（文明十二年）二月十一日 下野守英基（花押）

謹上 島津陸奥守殿

新將軍の代始めの年に登場しているのである。⁽³³⁾

庭に敷いた筵から拌謁させるという、服属的儀礼を可視的に表現した対面作法（前稿）によれば、新將軍が代始めにあたり琉球使節を將軍權力の修飾装置として利用していたことは動かしがたい。當時、すでに明からの使節は絶え朝鮮使節も思うように来航しなくなつたなか（「橋本二〇〇五」）、琉球のみがたやすく「來朝」し、しかも交易利潤のためか服属儀礼も抵抗なく受容していた。將軍權力を飾る唯一無二の存在として、琉球使節は貴重な仕掛けだったのである。史料8で「御船」（＝琉球文船）が故実儀礼化している（「先例」との表現によれば、この「御」

ではこの「來朝」指令は、なぜ文明十二年だったのだろう。これまで

は漠然と応仁の乱終結による畿内の秩序回復と説明されてきたが、興味深いのはこの時の室町幕府將軍である。將軍義尚は文明十一年十一月に十五歳で判始を行い、翌年四月には日野勝光の娘と婚姻する。⁽³⁴⁾ 応仁の乱の政局混迷から九歳で將軍職に就いた義尚が、名実ともに青年將軍として内実を整えつつあつたちょうどその時に、琉球使節の「來朝」を命ずる史料8が発給されたことになる。

「來朝」の「先例」には、十五世紀前半から畿内に現れる琉球使節のうち、將軍との対面を果たした長禄二年（一四五八）、文正元年（一四六六）の二例が参考になる。長禄二年、將軍義政は内大臣叙任・判始（義政と改名、公家様花押）しており、義政にとつて代始めの年とされる（「榎原二〇〇六」）。文正元年も、義政が後継に指名した弟の義視に一年間という急ピッチで元服から權大納言叙任までを完了させた翌年にあたり、義視にとつて代始めの年であつた。つまり琉球使節はいずれも、新將軍の代始めの年に登場しているのである。⁽³⁵⁾

室町幕府奉行人の布施英基から島津忠昌に琉球船の「來朝」を命じ、島津氏が琉球に伝達すると翌年「琉球文船」が薩摩に到着する。あや船の初見史料であり、もともとのあや船とは島津氏のためではなく幕府のために派遣された琉球王府の正式通航船であった（前稿五一頁、「荒木二〇〇六」注48）。

は単なる丁寧語ではなく、「御家人」や「京都御扶持衆」のように将軍との直属性を示す「御」であり、室町幕府制度の一つである「御船」とする認識を看取できる。そこで本稿では「御船」を「御琉球船」と仮称し、長禄・文正・文明の事例から、將軍代始めを祝賀する室町幕府制度の一つとして位置づけてみたい。

あや船の本質が御琉球船だとすれば、十五世紀を超えてしまうが次の二つの事例も検討されなければならない。

史料9 年中行事事書⁽³⁶⁾

（中略）

- 一、元日、先出仕衆上覧候て、御社参之事、
- （中略）
- 一、琉球紋船之事、
- 一、同赤かミニ衆座敷之事、
- 一、下部之座敷之事、
- 一、琉球より進物之事、
- 一、琉球人宿へ調之事、
- 一、御屋形様より、世主へ御返礼之事、
- 一、此御返礼なき以前に、御屋形さま使僧・使者宿へ御光儀之事、
- 一、殿中へ琉球人參上之時之事、
- 一、御けんふく之事、
- 一、新納殿ゑほし親に御参候事、
- 一、忠幸さま御ひたいめされ候御祝之事、
- （中略）

田嶋駿河守（下略、以下六名連署）

史料10 福昌寺年代記⁽³⁷⁾

一、永正十三年丙子四月廿五日、琉球國文船着岸、使僧天王寺、使者謝那大屋子云々、

史料9は島津家の年中行事を列記したものだが、引用した後半部は島津忠治の元服や島津忠幸（相州家運久）の婚姻など、年中行事というよりは島津家にとつての重要な儀式をテーマとしている。年次は、忠治の元服が文亀三年（一五〇三）であり、前年に薩摩へ琉球使節來航の痕跡がある⁽³⁸⁾ので、文亀二年頃としておく。

傍線部の「琉球紋船」は、念のために確認しておくと、この時の島津家当主忠昌は四十歳で、島津家内部に代替わりなどの徵候は見られないことから、「紋船」の目的地は島津家以外にあつたと考えらる。

將軍は明応の政変で細川政元に擁立された義高だが、政元に追放された前將軍義稙も大内義興領の周防にあつて、西日本諸氏を糾合して上洛の隙をうかがっていた。「二つの將軍家」が対立するなかで、島津忠昌は京都の義高を支持する⁽³⁹⁾。折しも義高は文亀元年に日野永俊の娘と婚姻し、翌二年には參議左近衛中将に任じられ義澄と改名している。新將軍「義澄」の代始めに当たる時期に、「琉球紋船」が薩摩に到着したのであつた。これもまた、將軍権力を飾る御琉球船であつたと考えるのが自然であろう。

次の史料10も同時期の幕府の様子から確認すると、周防から入京して將軍に返り咲いた義稙は永正十三年（一五一六）當時五十一歳。すでに

遅きにすぎる観もあるが、義植の転機はこの三年前になつた。自らを支える細川高国・大内義興との関係が改善され京都に戻つた義植は、永正十年、新たに将軍御所建造を開始し前名（義尹）から改名する。「将軍としての権威を高める御所造営の開始を経、さらに十全なる将軍への脱皮の願望が改名に籠められていた」とされ（「久留島」一〇〇一）五〇頁）、新装なつた将軍御所に徙つたのは永正十二年暮れのことであつた。

史料10の直後、薩摩では備中海賊の三宅国秀が坊津で殺されたが、三宅国秀は細川氏とのつながりが想定でき、将軍の命により下向してきたと推定される（前稿）。ことから、永正十三年の「文船」もまた心機一転した「義植」の代始めにあたり、将軍権力を飾る御琉球船と見なしうる。このように足利義政・義視・義尚・義澄・義植と、初任時の義材（のちの義植）を除いた各将軍が、代始めといえる時に御琉球船の「来朝」を企図していたことが確認・推測できた。御琉球船はみずから将軍権力を高める装置であり、代始めに必要な通過儀礼（「先例」）でもあつたとすることが出来よう。前稿では漠然とした指摘に止まつてしまつたが、琉球からのあや船とは、本来は室町幕府将軍の代始めを祝賀する御琉球船だったと考えられるのである。⁽⁴¹⁾

そしてこの時期は、「瀬戸内海賊や島津氏が警固役を担う細川氏印判

制の時期（前稿五五頁）とした文明・永正期に重なる。細川勝元・政

元・高国と、ほぼ恒常に細川氏が幕府中枢にあつたことが、琉球との通交ルートを確保し、御琉球船を実現させたと見ることができよう。⁽⁴²⁾

以上で十五世紀後半の印判とあや船の検討を終える。印判は守護が船

舶に発給した過書であり、あや船は室町幕府将軍の代始めを祝賀する御琉球船であった。島津忠昌までの関連史料には、島津氏発給の印判すべての琉球渡航船を管理していた痕跡も、島津氏自身の代替わりにあや船派遣を実現させた証拠も確認できないのである。

それどころか島津忠昌期以降は守護権力が大きく動搖してもいた。守護家に匹敵する勢力を持つ薩摩家・伊作家などの島津姓庶子家を統制できなくなり、南九州の要港も統括できず（「新名」一〇〇六），永正十七年には幕府からの遣明船警固指示も守護家と南日向を押さえる豊州家に個別に発給される（「小山」一〇〇五）。島津姓庶子家などに宛てた琉球からの書状が散見される（史料1ほか）のも、こうした地域支配権の分散状況に対応しているのだろう。

第4章 永正五年「印判」史料をめぐって

これまでの検討では意図的に避けてきた、しかし従来の研究では島津氏印判制の大きな根拠となつた「印判」史料がある。

史料11 島津忠治力書状⁽⁴³⁾

日本國薩隅日三州太守藤原忠治

奉復

緬望福地、瑞氣日新神微森嚴

尊候安泰至祝至祷、抑我国以

貴國為善隣焉、實非他國之可比量者、時義

近出于不意、而互絶音問者、六年于茲、然

使僧而年遠御

國命踰海來說以和好事、殊 天王東堂所伝

貴命、委曲領之、愚意趣具復白和尚、必見達
尊聞者歟、仍差安國住持雪庭西堂、述回礼之
義、以獻萬物表微志而已、

専願自今以後、不帶我印判往來商人等、一

一令点檢之、無其支証輩者、船財等悉可為
貴國公用、伏希此一件無相違、永永修隣好、而
自他全國家者也、暮春過半 順時保重、誠惶
誠恐敬白、

日本永正五年三月十二日

藤原忠治

奉復 琉球國王殿下

史料 12 島津忠治書狀写⁽⁴⁴⁾

薩隅日三州太守藤原忠治

奉書

琉球國王殿下

茲繼先業於下國職未遑達京師早呈片書於
中山王、專在修隣好局、非此誠於傾陽之葵
藿、若敢得齋齡於閱歲之松柏乎、四海所歸一國富盡善盡、美惟德馨、
故、今差安國住持雪庭西堂、謹致賀忱獻方物、伏望寬容、恐惶頓首
敬白、

永正五年三月十二日

藤原忠治

印判・あや船 一島津氏関連史料を読むー

拝呈 琉球國王殿下

史料 11 の傍線部は、島津氏（守護奥州家）から琉球国王に印判確認の

勵行を明記した唯一の史料であり、これを根拠に従来の研究では永正五年（一五〇八）に島津氏印判制の存在を前提としてきた。前稿ではこの

部分を「我印判」は、同時代の他の徵証がないままに「島津氏の印判」と即断はできない。「我が日本の印判」や「島津氏が閥与する印判」と

する解釈も成り立ちうる」と苦しい説明をしてしまい（前稿四三頁）、「黒嶋氏の解釈は曲解に過ぎ」（〔新名二〇〇六〕五六頁）、「我印判」を島津氏の印判と見る通説のほうが妥当（〔荒木二〇〇六〕三一頁）との御批判をいただいた。たしかに傍線部の解釈は両氏の見解に従うべきであり、「我が日本」以下の上滑りな解釈案については撤回したい。

しかしあらためて検討してみると、前稿で限定的とはいえ史料 11 を同時代史料であるかのように利用したのは軽率であり、やはり「同時代の他の徵証がないままに」永正期の島津氏印判制を想定することは出来ないと考えるに至った。その理由を示そう。

史料 11・12 の日付の約一ヶ月前、島津忠治の父忠昌は肝付氏や新納氏など大身家臣の反抗の中で二月十五日に自害してしまった⁽⁴⁵⁾。これまで史料 11 の傍線部のみが限定的に利用され史料 12 の存在には言及されないが、家督襲封直後の忠治に対応する内容はむしろ史料 12 なのである。「奉復」や六年間往来が絶えていた等の内容に対応するのは、本来の琉球国王書状の宛先であるう島津忠昌であつて、史料 11 は忠昌生存中に用意していた返書案と見るべきものである。だが、死んだ当主からの返書を送

る必要もなく、忠治名義で送る書状ならば史料12だけで十分だろう。史料11は差出を改竄した可能性が高く、しかも実際に琉球へ送達されたとは見なしがたい。

それでは、史料11傍線部から、忠昌が島津氏印判制を導入しようとしていたことは論証できるのであろうか。

じつはその可能性も低いと考えている。

まず伝来上の問題がある。従来の研究はすべて旧記雜錄に依拠しているが、原文書を捜してみると、史料11・12ともに島津家文書の中には伝えしていない。⁽⁴⁷⁾ 旧記雜錄が典拠とした「忠治公譜」つまり「新編島津氏世錄正統系図 十三代忠治」においても「案書写」とするだけで所在情報は記していない。「案文」ではなく「案書」とされ、楷書で写されていることから、薩摩藩の記録所でも史料11・12を文書の形では実見できず、書物から写したのである。第1章で検討した「古案写」や慶安二年の「御文書目録」にも史料11・12が未収録なのは、島津家以外の伝來で、近世前期の薩摩藩記録所がその所在をキヤッチできなかつたことを示す。どこに伝来した書物から採録したのか（疑問点①）。

さらに記録所の史料編纂姿勢からすれば、採録時点ですでに史料11・

12は「忠治」と署名されていたのである。忠昌書状土代として、たとえば使僧を勤めた安国寺などに伝来すれば、差出を改竄する必要性は少ない。なぜ二通とも「忠治」文書として写されているのか（疑問点②）。

また荒木氏が看破されたように、史料11はおもに日朝間で使用された書と「外交文書様式を踏まえている（〔荒木一〇〇六〕注28）。書様式

ならば文章はリズミカルな漢文で展開されるが、傍線部のみが和様漢文に類似してしまっている。さらに、他の中世外交文書と比べてみると、方物（進物）の後に依頼内容（傍線部）を盛り込むのはきわめて異例の構文である。なぜこのような文章構成となつたのか（疑問点③）。

さらに疑問点④として、以下の史料を検証したい。

史料13 河上忠克書状⁽⁴⁸⁾

為当國改政之礼儀、広濟雪岑長老朝覲之次、謹以呈片楮、蓋伝聞、比年商舶不帶當家印判、擅犯旧制者惟多、仰望後日若有違背輩者、加細察究刑治、堅可被停止狼藉奸党、委曲詳于長老舌端、恐惶頓首、

永祿十三年暮春初一日

河上入道意釣
（忠克）

三司官

史料14 島津氏老中連署状案⁽⁴⁹⁾

就会盟符改之儀、被成慶書、并広濟寺渡海候、任往古之例、如東西華北南星斗、弥湛々之儀、所希候、仍此國依無干戈休期、近年往還之商人無正躰候、向後不帶正印渡船之族者、船財物等可為貴國公用候、猶於可被加制止儀者、御入魂肝要候、諸事雪岑長老可有演說候、

琉球國

三司官

永祿十三年（一五七〇）、島津貴久は義久への家督繼承を琉球国王に告げ、老中たちは副状（史料13・14）のなかで島津氏印判制の違反を咎めた。島津氏印判制研究では必ず言及される二通であるが、原文書を捜索してみたところ、史料13は旧記雜錄が典拠とした「新編島津氏世錄正統系図 十六代貴久」では所在情報を「案書写」としか記さず、「古案

写」にも未収録で、やはり島津家文書中に確認できないという史料11・12と共に伝來状況にあつた。

だがこちらは別に所在が記されていた。史料13と同日付の伊集院忠金書状・村田経定書状、さらには史料14もあわせて、この時の島津使節代表の広済寺雪岑の家譜に雪岑関連史料として採録され、そこには「広済寺藏」との注記があるのである。⁽⁵⁰⁾

広済寺に伝來した史料13・14のうち、史料14の写が島津家文書にも伝來していること、島津—琉球間の事務レベル交渉がおもに老中名義—三司官名義で往来していることなどからすれば、史料13ほか二通の老中単署の書状案は、おそらく老中三人名義の史料14の文案を練る土代であり、実際に琉球へは発給されていないと見られる。島津家側の要求は、肝付・伊東氏対策として島津氏印判制の遵守にあつた（第2章）が、三人の見解は、印判を持たない商人について川上忠克が「細かくチエックして厳罰に処してほしい」（史料13）、村田経定が「船財は琉球で処分してほしい」、伊集院忠金が「点検して厳罰を下してほしい」と異なり、結局は三案を折衷して史料14傍線部（近年琉球に行く商人が勝手をしている。今後島津氏印判を持たない船の資財は琉球の公用に没収して、できれば貿易しないでほしい）に落ち着いたのであつた。

問題は史料11傍線部と史料14傍線部の近似性である。原文を再掲しよう。

不帶我印判往來商人等、一一令点檢之、無其支証輩者、船財等悉可為貴國公用（史料11）

印判・あや船 — 島津氏関連史料を読む —

近年往還之商人無正駄候、向後不帶正印渡船之族者、船財物等可為

貴國公用候、（史料14）

島津氏印判を持たない船の資財は琉球の公用に没収してもよい、とする文言はほぼ一致している。老中三人の見解がバラバラだったことは、印判制違反者への処罰について共通認識がなかつたことを物語るが、それにもかかわらず、これだけ近似する二通を全く無関係とするわけに行かないだろう。折衷案である史料14との近似性は、老中協議の場と史料11の距離的な近さを示す。これまで印判制を連続的に理解し、老中たちや雪岑が史料14を練るにあたつて島津守護家の発給した史料11を参考したとされたのである。だがしかし、印判制は連続したものではなかつたし、當時、守護奥州家の文書・記録も日向にあつた（「五味一九七八」）。まして史料11は島津家文書に伝來していなかつたのである。ではなぜ、史料11傍線部と史料14傍線部はここまで類似したのか（疑問点④）。

遠回りになつたが、ここで史料11の疑問点をまとめてみよう。

- ①どこに伝來した書物から採録したのか。
- ②なぜ二通とも「忠治」文書として写されているのか。
- ③なぜこのような文章構成となつたのか。
- ④なぜ史料11傍線部と史料14傍線部は類似しているのか。

史料11を確實に同時代のものとし、傍線部から島津忠昌の印判制導入計画を論じようとするならば、これらの疑問点①～④を整合的にクリアする必要性があるのである。⁽⁵³⁾

とくに重要な疑問点は①であるが、現時点では伝来先が不明のため、これ以上の謎解きは筆者の能力を超えてしまう。だがあえて憶測するとすれば、史料11・12はもともと土代として島津家以外（たとえば使僧となる安国寺）に伝来していたものに、広済寺雪岑の時期に史料11傍線部書き入れと署名の整序が行われ、以後史料13・14などとともに一冊にまとまって広済寺に伝來した可能性があるのではないだろうか。第2章で見たように、印判問題が集中する永禄5天正初年に、守護奥州家文書が鹿児島を離れているにもかかわらず琉球—忠良系島津氏間をより古く喧伝（「往古」）していたことや、広済寺雪岑が琉球問題の顧問的役割を果たし「六十年已前」の進物記録を管理しているらしいことなどからの類推である。だが維新期に薩摩藩領を席巻した廢仏毀釈のために広済寺の所蔵史料も散逸しており、現状では確認するすべを持たない。

冗長な叙述を続けたわりに真相はなお闇の中とせざるを得ないが、少なくとも史料11傍線部のみから直ちに永正期の島津氏印判制を認める二とには慎重でありたい。

おわりに —原史料の魅力—

以上、十五～十六世紀の琉球—島津間の関係史料を見てきた。前稿とほぼ同様の結論となるが、十六世紀後半の印判・あや船は、忠良系島津氏が台頭する過程で琉球との提携を強化するため、それまでの印判（船舶への過書）・あや船（室町幕府將軍への御琉球船）を応用転化させたものだった。

それ以前の島津氏（守護家）は、やはり琉球—日本関係では間接的な仲介者と見るべきである。むろん、細川氏印判船以外にも日本と琉球の間には様々な船が往来したであろうし、南九州と琉球には地域間交流も活発に展開したであろう。だが重要なのは、室町幕府体制下にある島津氏が、自身の代替わりのためのあや船派遣を実現させた痕跡も、自身の印判で琉球渡航者管理を実施していた痕跡もないことである。琉球—日本関係を政治的に理解するとき、島津氏に主軸を置くよりも、室町幕府将軍という中心を用意して初めて構造を立体的に把握できるのではないかだろうか。将軍代始めに仕立てられた御琉球船は、そうした構造を象徴している。

本稿は前稿への御批判に接し、関連史料を再検証するなかで生まれたものである。編纂物に依拠せずにあらためて原本に即して検討していくと、前稿で見落としていた点が次々と浮かび上がり、その豊かな歴史情報編纂物では掬いきれないことを痛感した。前稿の不備は反省しなければならず、本稿の試みも不十分なものではあるが、これらの原史料はいろいろな光の当て方により、まだまだ多くの歴史情報を引き出すことができるはずである。古琉球期や、十六世紀前半の島津氏には不明な点が多く、「新名二〇〇六」も指摘するように、同時代史料の徹底的な吟味による再検証が今後もなお必要不可欠となるだろう。

【参考文献】

- | | |
|--|--|
| <p>荒木 和憲 二〇〇六 「一五・一六世紀の島津氏―琉球関係」『九州史学』一四</p> <p>市村 高男 二〇〇四 「中世西日本における流通と海運」橋本久和・市村高男編</p> <p>伊藤 幸司 二〇〇六 「一五・一六世紀の日本と琉球」『九州史学』一四四</p> <p>稻本 紀昭 一九九二 「伊勢・志摩の交通と交易」網野善彦他編『海と列島文化』八 伊勢と熊野の海 小学館</p> <p>梅木 哲人 一九九五 「琉球国王書翰の検討」『地方史研究』三五―五</p> <p>榎原 雅治 二〇〇六 「室町殿の徳政について」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三〇</p> <p>紙屋 敦之 一九九〇 『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房</p> <p>喜舎場一隆 一九九七 『大君外交と東アジア』吉川弘文館</p> <p>久留島典子 一九九三 『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会</p> <p>黒嶋 敏 二〇〇〇 「琉球王国と中世日本」『史学雑誌』一〇九―一</p> <p>小葉田 淳 一九四一 『中世南島通交貿易史の研究』刀江書院</p> <p>五味 克夫 一九七八 「島津家文書の成立に関する再考察」『西南地域史研究』二、文献出版</p> <p>島尻勝太郎 一九八〇 「野田感応寺の史料について」『鹿大史学』二八</p> <p>田中 健夫 一九八二 『対外関係と文化交流』思文閣出版</p> <p>印判・あや船 一島津氏関連史料を読む一</p> | <p>豊見山和行 二〇〇二 「南の琉球」入間田宣夫・豊見山和行『日本の中世5 北の平泉、南の琉球』中央公論新社</p> <p>中村 知裕 二〇〇六 「島津氏の領国支配と水上交通」『年報 中世史研究』三一</p> <p>橋本 雄 新名 一仁 二〇〇六 「三宅国秀・今岡通詮の琉球渡航計画をめぐる諸問題」『九州史学』一四四</p> <p>橋本 雄 一九九七 『遣朝鮮国書』と幕府・五山』『日本歴史』五八九</p> <p>一九九八 「撰錢令と列島内外の錢貨流通」『出土錢貨』九</p> <p>二〇〇五 『中世日本の国際関係』吉川弘文館</p> <p>深瀬公一郎 二〇〇七 「十六・十七世紀における琉球・南九州海域と海商」『史観』一五七</p> <p>福島 金治 一九八八 『戦国大名島津氏の領国形成』吉川弘文館</p> <p>宮田 俊彦 二〇〇六 「戦国島津氏琉球渡海印判状と船頭・廻船衆」有光友学編『戦国期印章・印判状の研究』岩田書院</p> <p>村井 章介 一九九五 「東アジア往還」朝日新聞社</p> <p>山口 研一 一九八七 「戦国期島津氏の家督相続と老中制」『青山学院大学文学部紀要』二八</p> <p>山口 隼正 二〇〇五 『日本帝皇年代記』について』『長崎大学教育学部社会科学論叢』六六</p> <p>山本 博文 二〇〇三 『島津家文書の内部構造の研究』『東京大学史料編纂所研究紀要』一三</p> <p>綿貫 友子 二〇〇五 「札狩と札」入間田宣夫編『東北中世史の研究 下巻』高志書院</p> |
|--|--|

【注】

(1) 那霸市歴史博物館所蔵尚家関係資料は現在、公開準備中であるが、同館学芸員外間政氏の御好意により「古案写」の調書・写真を拝見することができます。その結果謄写本が影写に近い写本であることが判明し、本稿は謄写本に依っている。外間氏に対し、記して謝意を申し上げます。

(2) その後、「御用御見合付」つまり閲覧需要の高さから、天正八年琉球国王書状(表番号21)以降を分冊し、さらに乾隆二十三年(一七五八)に「虫書状」の甚だしかった前半二十通が書き直され、計三冊分が合冊されて現在に伝わっている。後半の閲覧需要の高さ、逆に前半は虫に食われるほど等閑視されていたことは、近世琉球の政治運営の中で、薩摩藩関係として重視された先例が天正八年以降のものであることを示していく大変興味深い。

(7) 島津四五—六四。

(8) 「琉球御掛恩接之覚」(鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集二)所収。

(9) 『中山世譜』(琉球史料叢書)の附巻一、尚清王・尚寧王を参照。

(10) 「古案写」(東京大学史料編纂所所蔵謄写本)。

(11) 『日新菩薩記』は『島津史料集』(人物往来社、一九六六年)所収。

(12) 『伊集院由緒記』(東京大学史料編纂所所蔵写真帳「本田親威氏所蔵文書」所収)。

(13) 前稿では「梅木一九八五」によりながら、島津氏宛の琉球国王書状で「琉球国代主」から「中山王」に変更されるのは一五七〇年代以降としてしまつたが(前稿五六頁)、この史料3の発見により「中山王」の初見は嘉靖三十八年(一五五九)まで繰り上がる事が確実となり、ここに訂正したい。なお、この問題については別稿を用意している。

(14) この文書は薩摩片浦に漂着した「分國太平島之百姓」送還の返札に建善寺月泉派遣を記すが、「太平島之百姓」送還の返札時は天龍寺が使僧であり(隆慶三年正月十一日付琉球三司官書状、島津家文書一一三一四、旧記後一一四七八)、史料2と同様に改竄された物と思われる。

(15) 前稿では史料1の年次比定作業を明記しないまま「空白期」と表現したためか、「恣意的な史料操作」との御指摘を受けた([荒木二〇〇六]「新名二〇〇六」もこれに従うが、尚清とする根拠は明示されておらず、やはり「鳴津相模守」を忠良とする前提での比定であり成り立ちがたい。

○六」もこれに従うが、尚清とする根拠は明示されておらず、やはり「鳴

津相模守」を忠良とする前提での比定であり成り立ちがたい。

(6) 従来忠良からの三代は「伊作家」「相州家」「戦国島津氏」と称されるが、いずれも忠良が継承している家であり必ずしも三代の呼称としては適当ではないように思われる。本稿では、忠良・貴久・義久の三代を忠良系島津氏と呼ぶことにしたい。

(3) 東京大学史料編纂所所蔵島津家文書(架番号二一一〇一五)、活字は『鹿児島県史料 薩藩旧記雑錄 前編二』二〇二八号。以下、島津家文書の引用は『島津家文書目録改訂版』(東京大学史料編纂所、二〇〇二年)による架番号を、島津三一一〇一五のように略記し、『鹿児島県史料 薩藩旧記雑錄』による活字翻刻を旧記前二一一〇三八のように併記する。

(4) 伊作久逸宛の七月日付世主書状(島津三一九一一六、『大日本古文書島津家文書之三』一三九四号)。

(5) 史料1の年次比定について、「宮田一九八六」は永禄十二年(一五六九)説を開けるが、「鳴津相模守」を忠良とする前提での年次比定であり、成り立ちがたい。忠良晩年の政治的影響力については従うべき点も多いが、出家後の忠良宛て文書は通常「日新齋」あるいは「相模入道」となるためである。また、「紙屋一九九〇」は発給者を尚清とし、年次は尚清即位の大永七年(一五二七・嘉靖六年)と推測、「荒木二〇〇六」「新名二〇〇六」もこれに従うが、尚清とする根拠は明示されておらず、やはり「鳴

頁)。行論と紙幅の都合とはいえ、筆者の不手際をお詫びしたい。

(16) 島津一一二五一一(旧記後一一二六)。「古案写」により追而書の欠損部分を補つた。

(17) 『鹿児島県史料 旧記雜錄家わけ九』所収、感應寺文書四九号。なお「五味一九八〇」をも参照。

(18) 『鹿児島県史料 旧記雜錄家わけ九』所収、感應寺文書一号。

(19) 薩州家義虎(陽久)の父である実久は一時守護家を継承するほどに独立的行動が見られたが(「山口一九八七」)、義虎の花押は初期から忠良の花押に類似しており、義虎が家督を継承した天文末年頃には、薩州家は忠良系島津氏への従属の度合いを高めていたようだ。史料5の年次比定は「陽久」の使用期間から天文末~永禄七年となるが、後述する永禄二年のあや船派遣から、ひとまず弘治年間と推定している。島津義虎については「大日本史料第十一編之十七」天正十三年七月二十五日条の島津義虎卒伝を参考。

(20) 島津一七一一二四(旧記後一一四八)。

(21) 『中山世譜』(琉球史料叢書)尚清王附条によれば、この前年に琉球国王尚清が崩御し、王位継承を廻つて尚元と庶兄の尚頼の間に重臣たちを巻き込んだ争いがあつた。

(22) 島津一一二五一一(旧記後一一二八)、および前掲史料3。

(23) 島津一七一一一一四(旧記附録一一〇六五)。この史料から前稿では当時の島津氏対抗勢力を伊東氏のみと考えていたが、肝付氏など大隅半島の勢力を十分に組みこむ必要があつた。なお「荒木一〇〇六」も同様。

(24) 『中山世譜』(琉球史料叢書)尚清王隆慶五年条ほか。

(25) 島津一一二三一九(旧記後一一七五九)。

(26) 『上井覚兼日記』(大日本古記録)天正三年四月一日条ほか。

印判・あや船 島津氏関連史料を読む

(27) これまで天順五年(一四六一、寛正二年)六月三日付琉球国王書状(一七一一一一二、旧記前一一三七〇)を初見してきたが(「荒木一〇〇六」ほか)、書札礼対等の原則に合致せず、しかも十五世紀後半の島津氏宛琉球国王書状は「世主」名義で発給されるのが通例であり、「国王」名義には違和感が残る。写しだることを踏まえると、本来は琉球の禪僧から島津氏に宛てた書状であつたか。

(28) 島津一一一一二(旧記前一一四八九)

(29) 荒木氏は史料6冒頭の「御慶」を文末の「當御代之御祝」と結びつけ島津立久が家督相続した文明二年(一四五〇)と比定するが、島津氏関係史料で「御慶」は「めでたい申し出・書状」の意であり、文中の「賀札」からも年始の挨拶とすべきである。同様に「當御代之御祝」も慣用句であつて代始めとは限定できない。また、荒木氏の言うように島津立久の家督相続を又明二年正月とした場合、正月の前便に返事がないことを確認して再度認めた書状が六月に琉球に到着することになる(「兩度蒙仰」)が、薩摩琉球間は十六世紀後半でも片道二~三ヶ月を費やしていることからすれば、半年はあまりに短時間にすぎる。このように史料6から島津立久家督祝賀の遣使要請を導く荒木氏の解釈には従いがたく、年次比定も慎重を要しよう。

(30) 東霧島神社文書、『都城市史 史料編 古代・中世』四八五号史料。

(31) 札の形態については「綿貫一〇〇五」が広く事例を収集している。

(32) 島津一一二二三七(旧記前一一五三〇)。

(33) 島津一一八一一三五(旧記前一一五三一)、「福昌寺年代記」文明十三年条(旧記前一一五四〇)。

(34) 以下の室町幕府將軍の経歴については、東京大学史料編纂所の大日本史料データベースによる。

- (35) 傍証はないが、史料6の「長慶院」が文正元年琉球使節を勤めた芥隱承琥の琉球側呼称とすれば、「京都用談」による「上船」は足利義視代始め祝賀のためだったことになる。このほかに宝徳元年（一四四九）、幕府は琉球商人から献上された錢千貫を朝廷に献上している（『康富記』ほか）。使節の存在や将軍対面を示す史料はないが、同年に将軍義政は元服・将軍宣下・判始（初名義成、武家様花押）をしており、やはり代始めの琉球使節であつた可能性が高い。
- (36) 島津一一一一五（旧記前一一一九三八）。
- (37) 旧記前一一一八七〇号。
- (38) 「新編島津氏世録正統系図 十三代忠治」（島津三五一一三一四）。
- (39) 『三国名勝図会』（青潮社）の「福昌寺」の項に、文亀二年、琉球国王から島津忠昌に大藏経を献上した記事がある（同書第一巻、三二二頁）。また「日本帝皇年代記」（東京大学史料編纂所所蔵写真帳「入来院家史料」所収）の文亀三年条に「琉球国与薩摩中絶從是五年」とあり、文亀二年の琉球使節来航をうかがわせる。「日本帝皇年代記」同条については「山口隼正一〇〇五」に翻刻がある。「日本帝皇年代記」は三宅国秀事件の典拠史料として「田中一九八二」が紹介している「坊津一乗院所蔵年代記」の写本と考えられる。
- (40) （文亀元年閏六月十三日付）室町幕府奉行人奉書写（『大分県史料三一』所収「大友家文書録」五六四号）、（永正五年）二月二十三日付足利義澄御内書写（『御内書案』『続群書類』三三下）など。
- (41) 御琉球船は將軍代始めを祝賀する点で、近世琉球が徳川將軍代始め祝賀に派遣した慶賀使に通じる。史料的な制約もあるが、両者を比較検討するところが今後の課題となる。古琉球段階におけるあや船の分類も必要な作業となるが、御琉球船と慶賀使を連続的に整理することが可能ならば、十六
- (42) 前稿での細川氏印判制について、「細川氏の印判を所持しない堺の琉球渡海船の取り締まりを島津氏に依頼する制度という程度にしか解釈できない」（伊藤二〇〇六）一二頁、「細川氏印判状をもつとはいえ堺商人の私的商船までを守護島津氏が警固したとは考えがたい」（荒木二〇〇六）四五頁）と否定的な御批判をいただいた。視点を細川氏に置くか島津氏に置くかで異なるが、前稿の細川氏印判制は、①室町幕府の遣明船警固令や琉球国王からの船舶保護依頼に示される島津氏の警固能力、②畿内・南海の主要航路である瀬戸内海・瀬戸内海賊と細川氏の関連性、③同区間を公権力とまったく無関係に航行する事への疑問、以上三点から構築し、細川氏が堺から琉球に向かう船を管轄していたことを評価したものである。
- 島津氏の《体面》から、印判所持（=細川氏公認）の商船に對して島津領港湾・沿海部では相應の保護（警固）や凌役免除がなされたであろう。伊藤氏・荒木氏の見解は、島津氏の主体性を導こうと史料を限定的に解釈するあまり、かえって島津氏の警固能力を「過小評価」するというパラドッタスに陥っているのではないだろうか。さらに言えば、細川政元期までの細川氏と琉球の連関への指摘（「橋本一九九八」）や、幕府政所による琉球通交の実務所管（「橋本一九九七」）、琉球宛て足利將軍國書の御内書案への書写行為などは、幕府將軍と琉球の緊密性を示している。細川氏印判制が畿内・琉球往来船管理に奏功し、御琉球船を招く構造基盤となっていたものと考えられる。
- (43) 「新編島津氏世録正統系図 十三代忠治」（島津三五一一三一四）、旧記前一一一八一六号。なお闕字・平出・台頭は「新編島津氏世録正統系図」による。

(44) 「新編島津氏世録正統系図 十三代忠治」（島津三五一—一三一四）、旧記前二一一。

(45) 「新編島津氏世録正統系図 十二代忠昌」（島津三五一—一三一三）ほか。

(46) 前掲注 (39) 「日本帝皇年代記」文亀三年条によれば、文亀三年（一五〇三）から五年間の「中絶」は、永正五年（一五〇八）には琉球使節が来航したことを見うかがわせる。

(47) 「荒木二〇〇六」「新名二〇〇六」とともに、島津家文書については九州大学国史研究室所蔵のマイクロフィルムから採録する方針だったようだが、史料11については旧記雑録から引用する。史料11が島津家文書中に伝来されなかつたことについて両氏の言及はなく、史料批判の考察過程も記されていない。

(48) 「新編島津氏世録正統系図 十六代貴久」（三五一—一三一九）、旧記後一五五七。

(49) 島津一七一—一四（旧記後一六三七）。

(50) 「町田氏正統系譜 九」（鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ三）所収）一七一—一七七号史料参照。広済寺雪岑は島津氏重臣町田氏の出であつたため、こうした家譜が編纂された。

(51) 「令違犯者、船財等可為貴国進退」（新編島津氏世録正統系図 十六代貴久）（三五一—一三一九）所収、三月一日付村田經定書状写）（旧記後一五五五、前掲注 (50) 「町田氏正統系譜 九」一七四号）。

(52) 「如此輩者、令点檢之、被處重科者所希也」（新編島津氏世録正統系図十六代貴久）（三五一—一三一九）所収、三月一日付伊集院忠金書状写）（旧記後一五五六、前掲注 (50) 「町田氏正統系譜 九」一七五号）。

(53) 史料11を同時代のものとする仮定もできないわけではない。もともと不完全な構文の土代として準備されていた史料11を、急遽家督を継承した忠治

はそのまま自身の名義で史料12とともに琉球に送り、島津家以外（たとえば使僧となる安国寺）に伝來したその控えを、永禄十三年に老中たちは協議の場で初めて実見した、という筋書きである。これならば疑問点①～④を一応説明可能とするが、「往古」の公驗として重要な史料11が島津家文書に伝來せず、「古案写」でもその所在をキャッチできていない点、またもともとの伝来先の所在情報を記録所が把握できなかつた点で、近世の伝來論として課題が多い。

(54) 『上井覚兼日記』（大日本古記録）天正三年四月八日条。琉球使節の進物量が問題化し、琉球の「六十年以前之紋船之進物之日記」と同じように調達した進物だから、島津側にも残されているであろうこの時の記録で確認して欲しい、とする使節の主張に対し、結局は雪岑の判断で進物増加量が決定している。